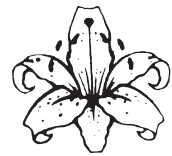


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年12月25日(金曜日)

号外第71号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、〇〇九円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ	
〇公告		令和元年度神奈川県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並びに監査委員の意見(政策・総務室) 6
令和元年度神奈川県公営企業決算及び監査委員の意見(政策・総務室)	1	予算の議決(総務・財政課) 14

公 告

地方自治法第233条第6項の規定により、令和元年度神奈川県公営企業決算及び監査委員の意見を次のとおり公表します。

なお、この決算については、令和2年第3回神奈川県議会定例会において認定されました。

令和2年12月25日
神奈川県知事 黒岩 祐治

1 令和元年度神奈川県公営企業決算

令和元年度神奈川県水道事業決算報告書 (単位 円)

1 収益的収入及び支出		
	収入	
第1款	水道事業収益	59,226,579,412
第1項	営業収益	54,901,947,706
第2項	営業外収益	4,224,855,109
第3項	特別利益	99,776,597
	支出	
第1款	水道事業費用	52,553,614,032
第1項	営業費用	49,784,788,166
第2項	営業外費用	2,760,047,702
第3項	特別損失	8,778,164
第4項	予備費	0
2 資本的収入及び支出		
	収入	
第1款	資本的収入	15,292,484,268
第1項	企業債	9,000,000,000
第2項	他会計からの長期借入金	6,000,000,000
第3項	固定資産売却代	37,504,222
第4項	貯蔵品売却代	0
第5項	分担金及び負担金	180,751,046
第6項	雑収入	0
第7項	補助金	74,229,000
	支出	
第1款	資本的支出	34,333,879,983
第1項	一般建設改良費	19,569,665,979
第2項	企業債償還金	10,878,575,389
第3項	他会計からの長期借入金償還金	3,884,197,526
第4項	国庫補助金返納金	1,441,089
第5項	予備費	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額19,041,395,715円は、減債積立金340,000,000円、建設改良積立金6,301,000,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,531,351,369円、過

年度分損益勘定留保資金2,802,229,150円及び当年度分損益勘定留保資金8,066,815,196円で補填した。

令和元年度神奈川県水道事業損益計算書 (単位 円)

1 収入の部		
(1)	営業収益	50,675,664,950
(2)	営業外収益	4,061,863,388
(3)	特別利益	96,536,257
	計	54,834,064,595
2 支出の部		
(1)	営業費用	47,318,006,591
(2)	営業外費用	2,377,350,949
(3)	特別損失	8,778,164
	計	49,704,135,704
	当年度純利益	5,129,928,891
	前年度繰越利益剰余金	35,443,820
	その他未処分利益剰余金変動額	6,641,000,000
	当年度未処分利益剰余金	11,806,372,711

令和元年度神奈川県水道事業貸借対照表 (単位 円)

1 資産の部		
(1)	固定資産	379,718,674,106
(2)	流動資産	36,645,538,674
	資産合計	416,364,212,780
2 負債の部		
(1)	固定負債	141,390,126,868
(2)	流動負債	31,880,762,697
(3)	繰延収益	41,550,778,636
	負債合計	214,821,668,201
3 資本の部		
(1)	資本金	165,905,369,363
(2)	剰余金	35,637,175,216
	資本剰余金	14,474,802,505
	利益剰余金	21,162,372,711
	ア 減債積立金	320,000,000
	イ 利益積立金	3,000,000,000
	ウ 建設改良積立金	6,036,000,000
	エ 当年度未処分利益剰余金	11,806,372,711
	資本合計	201,542,544,579
	負債資本合計	416,364,212,780

令和元年度神奈川県電気事業決算報告書 (単位 円)

1 収益的収入及び支出		
	収入	
第1款	電気事業収益	8,557,266,802

この公報は再生紙を使用しています

第1項	営業	収益	8,401,854,125
第2項	財務	収益	18,975,114
第3項	事業外	収益	133,773,815
第4項	特別	利益	2,663,748
支 出			
第1款	電気事業	費用	7,902,261,334
第1項	営業	費用	7,304,756,346
第2項	財務	費用	102,498,005
第3項	事業外	費用	495,006,983
第4項	特別	損失	0
第5項	予備	費	0
2 資本的収入及び支出			
収 入			
第1款	資本的	収入	4,058,510
第1項	運用資金	償還金	2,022,456
第2項	雑	収入	54
第3項	補助	金	2,036,000
支 出			
第1款	資本的	支出	1,304,206,026
第1項	建設改良	費	415,132,980
第2項	相模貯水池	整備費	182,747,033
第3項	企業債	償還金	705,852,504
第4項	他会計からの	長期借入金償還金	473,509
第5項	予備	費	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,300,147,516円は、減債積立金539,337,000円、中小水力発電開発改良積立金100,000,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,709,877円及び過年度分損益勘定留保資金612,100,639円で補填した。

令和元年度神奈川県電気事業損益計算書

(単位 円)

1 収入の部			
(1)	営業	収益	7,693,741,141
(2)	営業外	収益	143,060,939
(3)	特別	利益	2,663,748
計			7,839,465,828
2 支出の部			
(1)	営業	費用	7,033,727,562
(2)	営業外	費用	199,592,675
計			7,233,320,237
当年度純利益			606,145,591
前年度繰越利益剰余金			1,071,076,187
その他未処分利益剰余金変動額			639,337,000
当年度未処分利益剰余金			2,316,558,778

令和元年度神奈川県電気事業貸借対照表

(単位 円)

1 資産の部			
(1)	固定	資産	39,452,496,866
(2)	流動	資産	20,559,019,507
資産合計			60,011,516,373
2 負債の部			
(1)	固定	負債	4,906,237,442
(2)	流動	負債	3,204,966,554
(3)	繰延	収益	142,698,915
負債合計			8,253,902,911
3 資本の部			
(1)	資	本金	39,477,503,155
(2)	剰	余金	12,280,110,307
資本剰余金			198,549,808
利益剰余金			12,081,560,499
ア減債積立金			450,001,000

イ	建設改良	積立金	9,315,000,721
ウ	当年度未処分	利益剰余金	2,316,558,778
資本合計			51,757,613,462
負債資本合計			60,011,516,373
令和元年度神奈川県公営企業資金等運用事業決算報告書			
(単位 円)			
1 収益的収入及び支出			
収 入			
第1款	事業	収益	1,021,970,599
第1項	営業	収益	478,439,774
第2項	営業外	収益	522,236,507
第3項	特別	利益	21,294,318
支 出			
第1款	事業	費用	697,301,928
第1項	営業	費用	449,383,985
第2項	営業外	費用	247,917,943
第3項	予備	費	0
2 資本的収入及び支出			
収 入			
第1款	資本的	収入	4,068,214,591
第1項	他会計への	長期貸付金償還金	3,884,671,035
第2項	その他	長期貸付金償還金	9,197,305
第3項	雑	収入	174,346,251
支 出			
第1款	資本的	支出	6,207,629,468
第1項	他会計への	長期貸付金	6,000,000,000
第2項	業務設備	整備費	2,412,288
第3項	地域振興	施設等整備費	32,375,180
第4項	他会計	繰出金	172,842,000
第5項	予備	費	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,139,414,877円は、他会計繰出金172,842,000円及び過年度留保資金1,966,572,877円で補填した。

令和元年度神奈川県公営企業資金等運用事業損益計算書

(単位 円)

1 収入の部			
(1)	営業	収益	469,412,932
(2)	営業外	収益	489,263,355
(3)	特別	利益	21,294,318
計			979,970,605
2 支出の部			
(1)	営業	費用	445,766,029
(2)	営業外	費用	203,121,844
計			648,887,873
当年度純利益			331,082,732
前年度繰越利益剰余金			128,204
当年度未処分利益剰余金			331,210,936

令和元年度神奈川県公営企業資金等運用事業貸借対照表

(単位 円)

1 資産の部			
(1)	固定	資産	48,847,483,859
(2)	流動	資産	22,842,268,017
資産合計			71,689,751,876
2 負債の部			
(1)	固定	負債	177,497,704
(2)	流動	負債	155,595,791
(3)	繰延	収益	144,277,800
負債合計			477,371,295
3 資本の部			
(1)	資	本金	69,076,309,032
(2)	剰	余金	2,136,071,549

資本剰余金	125,876,036
利益剰余金	2,010,195,513
ア利益積立金	1,678,984,577
イ当年度未処分利益剰余金	331,210,936
資本合計	71,212,380,581
負債資本合計	71,689,751,876

令和元年度神奈川県相模川総合開発共同事業決算報告書
(単位 円)

1 収益的収入及び支出	
収入	
第1款 共同施設管理収入	1,783,897,700
第1項 共同施設管理受託収入	1,695,681,265
第2項 津久井湖環境整備管理受託収入	57,088,281
第3項 津久井湖管理収入	31,128,154
支出	
第1款 共同施設管理費	1,797,861,048
第1項 共同施設受託管理費	1,709,644,613
第2項 津久井湖環境整備受託管理費	57,088,281
第3項 津久井湖管理費	31,128,154
2 資本的収入及び支出	
収入	
第1款 資本的収入	932,979,929
第1項 共同施設改良受託収入	932,979,929
支出	
第1款 資本的支出	919,016,581
第1項 共同施設改良費	919,016,581

令和元年度神奈川県相模川総合開発共同事業損益計算書
(単位 円)

1 収入の部	
(1) 共同施設管理受託収入	1,541,528,480
(2) 津久井湖環境整備管理受託収入	51,898,484
(3) 津久井湖管理収入	28,298,365
計	1,621,725,329
2 支出の部	
(1) 共同施設受託管理費	1,541,528,480
(2) 津久井湖環境整備受託管理費	51,898,484
(3) 津久井湖管理費	28,298,365
計	1,621,725,329
当年度純利益	0

令和元年度神奈川県相模川総合開発共同事業貸借対照表
(単位 円)

1 資産の部	
(1) 固定資産	8,700,000
(2) 流動資産	1,186,227,346
資産合計	1,194,927,346
2 負債の部	
(1) 固定負債	8,700,000
(2) 流動負債	1,186,227,346
負債合計	1,194,927,346

令和元年度神奈川県酒匂川総合開発事業決算報告書
(単位 円)

1 収益的収入及び支出	
収入	
第1款 三保ダム管理収入	1,315,858,909
第1項 三保ダム管理受託収入	1,291,848,711
第2項 丹沢湖管理収入	24,010,198
支出	
第1款 三保ダム管理費	1,315,858,909
第1項 三保ダム受託管理費	1,291,848,711
第2項 丹沢湖管理費	24,010,198

2 資本的収入及び支出	
収入	
第1款 資本的収入	68,545,400
第1項 三保ダム施設改良受託収入	68,545,400
支出	
第1款 資本的支出	68,545,400
第1項 三保ダム施設改良費	68,545,400

令和元年度神奈川県酒匂川総合開発事業損益計算書
(単位 円)

1 収入の部	
(1) 三保ダム管理受託収入	1,174,407,992
(2) 丹沢湖管理収入	21,827,534
計	1,196,235,526
2 支出の部	
(1) 三保ダム受託管理費	1,174,407,992
(2) 丹沢湖管理費	21,827,534
計	1,196,235,526
当年度純利益	0

令和元年度神奈川県酒匂川総合開発事業貸借対照表
(単位 円)

1 資産の部	
(1) 流動資産	597,246,642
資産合計	597,246,642
2 負債の部	
(1) 流動負債	597,246,642
負債合計	597,246,642

2 監査委員の意見

審査の結果

決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について

令和元年度の水道事業ほか4事業の決算書及び決算諸表について、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められた。

企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について

5事業のうち3事業について次の意見がある。

水道事業

平成31年3月に策定された「神奈川県営水道事業経営計画」(計画期間：2019年度から2023年度まで。以下「水道事業経営計画」という。)では、「災害等に強い水道づくり」を進めるため、これまでに引き続き水道施設の耐震化に計画的に取り組むとともに、近年、地震以外にも、台風や局地的な豪雨などの自然災害が多発している状況を踏まえ、新たに、寒川浄水場の浸水対策や揚水ポンプ所の停電対策等に取り組み、危機管理体制の充実を図ることとしている。

また、県においても、令和元年の台風第15号、第19号での被害等を踏まえ、水害への対応力強化を目的として、令和2年2月に「神奈川県水防災戦略」を策定しており、同戦略では、「寒川浄水場浸水対策事業」及び「水道施設停電対策事業」が「緊急に実施することで被害を最小化するハード対策」に位置付けられているところである。

一方、災害対応力を充実強化するためには、災害対策訓練などのソフト対策が重要となるが、これまでの災害対策訓練は大規模地震の発生を想定した訓練が中心となっており、台風や豪雨を想定した訓練については、平成30年度以降は、企業庁災害

対策訓練の中で、毎年1回、寒川浄水場、谷ヶ原浄水場等を対象として実施されているものの、各水道営業所では実施されていない。

したがって、水道事業経営計画等に基づき、水道施設の耐震化、寒川浄水場の浸水対策や揚水ポンプ所の停電対策等に着実に取り組んでいくとともに、災害対応力の充実強化のため、各水道営業所においても、台風や豪雨を想定した災害対策訓練を適時適切に実施していく必要がある。また、水道営業所や水道施設について、浸水想定区域内に所在するものが散見されることから、これらの施設についても、台風や豪雨を想定して必要な対策を講じていくことが重要である。

電気事業

玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所（以下「2発電所」という。）については、県営林道玄倉線（以下「玄倉林道」という。）において、平成30年1月に斜面崩落が複数回発生し、一部の区間が通行止めとなった影響等により、発電収入（電力量料金）を得られない状況が続いている。

2発電所の最大出力は、企業庁水力発電所（揚水式発電所である城山発電所を除く。）の最大出力合計の約7%を占めており、2発電所が発電できないことにより得られない収入は、平成30年度の試算では年間2億8,042万余円（従量料金分（税抜き））となっている。

企業庁は、2発電所の早期の運転再開を図るため、平成30年3月に、林道復旧工事が完了する年度までの間、当該工事に要する費用のうち国庫負担額を除く県負担分の2分の1を企業庁が負担することとする協定を県との間に締結しており、平成30年度及び令和元年度に、玄倉ダム付近の測量・設計や落石対策工等の費用として計5,990万余円を負担している。

そして、玄倉第1発電所については、玄倉林道における復旧工事のうち、玄倉ダム付近の斜面对策工事が令和3年度第3四半期に完了する予定であることから、同年度第4四半期の運転再開を見込んでいる。

一方、玄倉第2発電所の運転再開のためには、玄倉林道及び玄倉林道の先にあり国が管理する国有林治山運搬路（以下「運搬路」という。）を通行して熊木ダムに行く必要があるが、現時点では運搬路における崩落、陥没箇所が不明であることなどから、その運転再開までには更に相当の期間を要することが想定されている。

したがって、2発電所の運転再開等に向けて、次のような取組を行っていくとともに、企業庁として、玄倉林道の復旧工事に要する費用の一部を負担する意義等について、県民等への説明責任を適切に果たす必要がある。

- ① 玄倉第1発電所については、前記の斜面对策工事完了後、工事を中断していた水車発電機の更新等の改造事業を速やかに再開するなど、令和3年度第4四半期の運転再開に向けた取組を着実に実施すること。
- ② 玄倉第2発電所については、現状では、早期の運転再開が困難であると考えられることから、引き続き林道管理者である県関係機関や、運搬路の管理者である国とも連携して、復旧工事等に関する情報収集等に努めるとともに、玄倉第1発

電所の運転再開時においてもなお復旧の目途が立たない場合には、令和6年度から電力システム改革に対応した新たな売電契約が必要となることなど経営環境が変化することも踏まえて、玄倉第2発電所の運転再開に向けての方針を再検討すること。

公営企業資金等運用事業

地域振興施設等整備事業（自主事業）

本事業により整備したプロミティふちのベビルについては、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスを運営主体とし、同法人に一括して貸付けを行っているが、同法人に対する貸付料は平成29年度から令和元年度までは平成28年度と同額に据え置かれているため、当初見込んでいた貸付料の水準との開きは平成28年度と変わっておらず、本事業における採算性は依然として厳しい状況にあることから、一層の経営改善に努める必要がある。

なお、企業庁は、平成30年度神奈川県公営企業決算審査意見書における監査委員の意見を踏まえて、貸付料の見直しを行い、令和2年4月から同法人に対する貸付料の増額を行っているところである。

地域振興施設等整備事業（市町村要請事業）

本事業は、公営企業の保有資金・技術力を活用し、市町村からの施設の整備要請に基づき地域経済の発展、住民福祉の向上に寄与する施設を整備するもので、整備後は工事費及び事務費に償還期間に応じた利子を加算した金額により市町村に施設を有償で譲渡することとなる。

令和元年度には、前年度に引き続き、山北、寒川両町の整備要請に基づく「山北町洒水の滝遊歩道整備事業」及び「寒川町営プール整備事業」を実施しており、このうち「寒川町営プール整備事業」については、令和2年度に施設の整備を完了し、同町に有償で譲渡する予定である。

本事業の実施は、地域の振興に資するものであり、低金利の状況が続いている中では、有効な資金運用の方法の一つでもあることから、市町村との連携を図り、ニーズを的確に把握するなどして、積極的に推進していくことが望まれる。

経営について

5事業は、収支構造から次の2種類に区分できる。

- ① 採算性を有する水道事業、電気事業及び公営企業資金等運用事業の3事業
- ② 受託事業である相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の2事業

上記のうち、②の2事業は、いずれも受託収入により実施しているものであり、損益は生じない。今後とも維持管理費の節減に取り組むとともに、効率的な経営に努める必要がある。

- ①の3事業については、次のとおり経営に関する意見がある。

水道事業

経営状況

令和元年度の水道事業の営業収益は、水道料金収入が減少したことなどにより、前年度比1.3%減の506億7,566万余円となっている。これに対し、営業費用は、給水費が増加したことなどにより、前年度比1.7%増の473億1,800万余円となって

いる。

この結果、営業利益は33億5,765万余円となり、前年度に比べ14億3,377万余円の減益となっている。そして、経常利益は50億4,217万余円、純利益は51億2,992万余円で、純利益については、前年度に比べて11億7,156万余円減少している。

今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、大規模地震に備えて水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、高度経済成長期までに整備した施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。

こうしたことから、水道事業経営計画に基づき、情報通信（ICT）やAIなどの最新技術を積極的に導入することにより、業務の効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、水の需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、適切な補修・維持管理や施設の長寿命化等、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努める必要がある。

利用者サービスの提供

水道事業経営計画では、「お客様の信頼の向上」を図るため、積極的な情報発信と適時適切な情報提供を行うこととしており、令和元年度から、給水装置工事や不動産売買等で必要となる水道管路の情報を示した水道管路情報図をインターネットにより提供（以下このサービスを提供するシステムを「管路情報図閲覧システム」という。）したり、神奈川県企業庁LINE公式アカウントを開設して、友だち登録者に対して給水区域内の突発的な断水情報（以下「突発断水情報」という。）などの情報を提供したりしているところである。

上記のうち、管路情報図閲覧システムによる水道管路情報図の提供サービスは、指定給水装置工事事業者等が必要な情報を水道営業所の窓口に出向くことなくインターネットにより入手できるものであることから、このサービスが利用されることにより、水道営業所の窓口業務の軽減につながることも期待されることである。そして、このサービスの提供が開始された平成31年4月22日から令和2年3月31日までの管路情報図閲覧システムへのアクセス件数は1万6,983件で、この間の水道営業所の窓口における水道管路情報図の請求件数が平成28年度から平成30年度までの3か年の平均と比べて10%程度減少していることなどからみて、窓口業務の軽減についても、一定の効果が発現していると考えられる。

一方、利用者等がLINEにより情報の提供を受けるには、友だち登録を行うことが必要であるが、令和2年3月31日現在で、友だち登録を行っていた者の総数は1万842人となっていて、これを県営水道の給水人口282万6,838人に対する割合で見ると0.38%となっていた。また、令和元年度には、6水道営業所において突発断水情報を発信していたが、管内の利用者等が突発断水情報の提供を受けるには、友だち登録を行った上で、突発断水情報の提供を希望する給水区域を選択する必要があることから、その状況を確認したところ、令和2年7月21日現在でこれら6水道営業所管内の給水区域を選択して

いた者は延べ7,341人となっていて、これを6水道営業所の給水人口163万8,732人（令和2年3月31日現在）に対する割合で見ると0.45%となっていた。なお、突発断水情報の提供を希望する給水区域は複数選択できることとなっている。

このように、現状では、LINEによる情報発信については、情報の提供を受けることができる利用者の割合が低い水準にとどまっており、十分な効果の発現が期待できる状況とはなっていない。

したがって、LINEによる情報発信については、積極的に広報に努めるなどサービスの認知度向上を図り、友だち登録者数等を増加させるための取組を推進していく必要がある。また、県営水道への理解と信頼を得るためには、積極的な情報発信や適時適切な情報提供を行うことが重要であることから、引き続き、利用者のニーズを的確に把握した上で、適切な利用者サービスを提供するよう努める必要がある。

電気事業

令和元年度の電気事業の営業収益は、水力発電事業収益等の減少があったものの、相模貯水池保全事業収益及び相模貯水池管理収益に係る負担金等の増加により、前年度比1.3%増の76億9,374万余円となっている。これに対し、営業費用は相模貯水池保全事業費等の増加があったものの、水力発電費等の減少により、前年度比0.3%減の70億3,372万余円となっている。

この結果、営業利益は6億6,001万余円となり、前年度に比べ1億2,149万余円の増益となっている。そして、経常利益は6億348万余円、純利益は6億614万余円で、純利益については、特別利益の減少により、前年度に比べて2億9,327万余円減少している。

水力発電においては、早戸川発電所を除き、平成21年度から令和5年度までの15年間、発電した電力の全てを東京電力株式会社に売電する内容の電力受給基本契約を平成21年1月に同社と締結（同社の分社化に伴い、平成28年4月から東京電力エナジーパートナー株式会社が契約を承継）し、当該基本契約に基づき、原則2年間の売電価格を定める電力受給契約を締結しているところである。

このような状況を踏まえ、今後も電力システム改革の動向を注視しつつ、将来にわたって安定的な経営が継続できるよう、発電所の特徴を生かした新たな売電方法を検討するなど、令和6年度以降の売電契約のあり方についての検討を着実に進めていく必要がある。

公営企業資金等運用事業（資金運用）

令和元年度は、水道事業会計に対し新たに長期貸付金60億円の貸付けを行っている。これは水道事業会計において資金借入れに係る利子負担の削減を図るとともに、本事業会計においても、低金利の状況が続く中でより有利な資金運用を図る観点から行ったものであり、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて23億9,329万余円増加しているが、貸付残高のうち金利の低いものの占める割合が上がっていることなどから、貸付金の利息収入は、前年度に比べて1,202万余円減少している。

また、預金の利息収入についても、日本銀行のマイナス金利政策の影響により低金利が続いているため、前年度に比べて111

万余円減少している。

一方、定期預金等の金利が低い水準で推移していることから、新たに、利回りがより高く見込める短期債券（電力債）を54億200万余円購入しており、これに伴い43万余円の利息収入を得ている。

公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、利回りがより高く見込める金融商品の購入を検討するなど、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

令和2年8月25日

神奈川県知事 黒岩祐治殿

- 神奈川県監査委員 村上英嗣
- 同 太田真晴
- 同 吉川知恵子
- 同 梅沢裕之
- 同 小野寺慎一郎

地方自治法第233条第6項の規定に基づき、令和元年度神奈川県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並びに監査委員の意見を次のとおり公表します。

なお、同決算については、令和2年第3回神奈川県議会定例会において認定されました。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 令和元年度神奈川県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算

令和元年度神奈川県一般会計歳入歳出決算

歳入		円
第1款	県税	1,153,672,370,597
第1項	県民税	378,036,399,754
第2項	事業税	276,736,709,469
第3項	地方消費税	320,450,374,595
第4項	不動産取得税	26,858,262,656
第5項	県たばこ税	8,860,997,100
第6項	ゴルフ場利用税	1,506,052,700
第7項	自動車取得税	6,526,312,600
第8項	軽油引取税	40,769,548,375
第9項	自動車税	93,911,445,648
第10項	鉱区税	1,200
第11項	狩猟税	16,266,500
第2款	地方譲与税	137,217,878,643
第1項	地方法人特別譲与税	134,926,670,000
第2項	地方揮発油譲与税	1,635,386,000
第3項	石油ガス譲与税	60,614,000
第4項	自動車重量譲与税	497,858,000
第5項	森林環境譲与税	97,350,000
第6項	地方道路譲与税	643
第3款	地方特例交付金	11,856,892,000
第1項	地方特例交付金	4,490,988,000
第2項	子ども・子育て支援臨時交付金	7,365,904,000
第4款	地方交付税	107,019,453,000
第1項	地方交付税	107,019,453,000
第5款	交通安全対策特別交付金	1,240,495,000
第1項	交通安全対策特別交付金	1,240,495,000
第6款	分担金及び負担金	651,341,185

第1項	分担金	42,602,420
第2項	負担金	608,738,765
第7款	使用料及び手数料	30,552,424,343
第1項	使用料	17,290,441,236
第2項	手数料	2,332,960,207
第3項	証紙収入	10,929,022,900
第8款	国庫支出金	121,527,005,289
第1項	国庫負担金	51,408,073,188
第2項	国庫補助金	64,894,237,944
第3項	委託金	5,224,694,157
第9款	財産収入	12,215,943,315
第1項	財産運用収入	1,876,560,779
第2項	財産売却収入	10,339,382,536
第10款	寄附金	178,471,151
第1項	寄附金	178,471,151
第11款	繰入金	15,178,516,564
第1項	特別会計繰入金	970,375,712
第2項	基金繰入金	14,208,140,852
第12款	繰越金	17,992,173,379
第1項	繰越金	17,992,173,379
第13款	諸収入	22,873,358,098
第1項	延滞金、加算金及び過料等	2,637,198,996
第2項	預金利子	6,022,155
第3項	貸付金元利収入	1,831,045,343
第4項	受託事業収入	484,340,294
第5項	収益事業収入	7,816,292,920
第6項	負担交付収入	5,607,670,680
第7項	事業収入	86,939,748
第8項	受講料収入	45,840,950
第9項	立替収入	801,565,388
第10項	福利厚生収入	249,552,478
第11項	雑収入	3,306,850,467
第12項	県民税利子割精算金収入	38,679
第14款	県債	209,589,600,000
第1項	県債	209,589,600,000
歳入合計		1,841,765,922,564

歳出		円
第1款	議会費	3,559,001,532
第1項	議会費	3,559,001,532
第2款	総務費	299,069,456,083
第1項	政策費	8,203,879,719
第2項	市町村振興費	2,870,789,942
第3項	選挙費	4,537,642,102
第4項	渉外費	20,468,470
第5項	統計調査費	510,565,704
第6項	総務管理費	38,253,629,212
第7項	徴税費	226,861,787,970
第8項	安全防災費	7,426,910,342
第9項	国際文化観光費	5,902,648,890
第10項	スポーツ費	3,176,305,999
第11項	青少年費	565,443,021
第12項	人事委員会費	320,991,314
第13項	監査委員費	418,393,398
第3款	環境費	10,310,868,995
第1項	環境管理費	7,895,607,655
第2項	環境保全対策費	1,355,095,588
第3項	自然保護費	1,060,165,752
第4款	民生費	275,661,344,437
第1項	社会福祉費	15,269,407,441
第2項	障害福祉費	63,980,684,427
第3項	老人福祉費	102,210,282,411
第4項	生活保護費	9,858,754,906
第5項	児童福祉費	84,342,215,252

第5款	衛生費	194,756,321,839
第1項	公衆衛生費	17,418,408,886
第2項	環境衛生費	1,749,305,943
第3項	保健所費	297,910,331
第4項	医療院費	159,485,362,477
第5項	病院費	15,805,334,202
第6款	労働費	6,688,489,736
第1項	労働政費	4,446,073,911
第2項	職業訓練費	1,873,330,925
第3項	雇用対策費	128,937,007
第4項	労働委員会費	240,147,893
第7款	農林水産業費	14,662,075,682
第1項	農林業費	1,495,631,153
第2項	畜産業費	511,500,488
第3項	農地費	2,390,949,642
第4項	林業費	7,741,991,321
第5項	水産業費	2,522,003,078
第8款	商工費	13,757,816,245
第1項	商工総務費	4,409,328,808
第2項	工業費	7,522,160,470
第3項	商工金融費	1,826,326,967
第9款	土木費	114,926,889,066
第1項	土木管理費	12,534,710,677
第2項	道路橋りょう費	45,775,029,608
第3項	河川海岸費	19,211,409,296
第4項	砂防費	9,425,492,687
第5項	港湾費	1,651,623,643
第6項	都市行政費	4,775,531,213
第7項	都市計画費	9,035,247,235
第8項	下水道費	3,606,964,084
第9項	住宅費	8,910,880,623
第10款	警察費	197,158,553,880
第1項	警察管理費	189,301,891,373
第2項	警察活動費	7,856,662,507
第11款	教育費	397,733,695,595
第1項	教育総務費	22,685,433,636
第2項	小学校費	80,286,400,062
第3項	中学校費	50,062,914,301
第4項	高等学校費	121,788,576,551
第5項	特別支援学校費	40,331,046,343
第6項	社会教育費	2,656,362,179
第7項	保健体育費	14,962,597,339
第8項	私学振興費	61,677,371,154
第9項	大卒学費	3,282,994,030
第12款	災害復旧費	1,891,445,935
第1項	農林水産施設災害復旧費	206,160,706
第2項	公共土木施設災害復旧費	1,676,771,229
第3項	スポーツ施設災害復旧費	8,514,000
第13款	公債費	293,206,287,184
第1項	公債費	293,206,287,184
第14款	諸支出金	706,000
第1項	普通財産取得費	706,000
第15款	予備費	0
第1項	予備費	0
歳出合計		1,823,382,952,209

令和元年度神奈川県市町村自治振興事業会計歳入歳出決算

歳入		円
第1款	市町村自治振興事業収入	8,470,106,239
第1項	貸付金収入	6,142,769,787
第2項	繰入金	1,495,032,493
第3項	繰越金	832,291,193
第4項	諸収入	12,766

歳入合計		8,470,106,239
歳出		円
第1款	市町村自治振興事業費	7,537,101,930
第1項	市町村振興事業費	6,275,115,491
第2項	権限移譲等推進事業費	681,847,493
第3項	貸付債権受取利益移転事業費	452,880,717
第4項	公債費	127,258,229
歳出合計		7,537,101,930

令和元年度神奈川県公債管理特別会計歳入歳出決算

歳入		円
第1款	公債管理収入	678,704,510,551
第1項	財産収入	6,715,884,142
第2項	繰入金	455,930,626,409
第3項	県債	216,058,000,000
歳入合計		678,704,510,551
歳出		円
第1款	公債管理費	678,704,510,551
第1項	公債費	678,704,510,551
歳出合計		678,704,510,551

令和元年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計歳入歳出決算

歳入		円
第1款	公営競技収益配分金等管理収入	377,879,876
第1項	収益配分金収入	360,000,000
第2項	繰越金	17,879,707
第3項	諸収入	169
歳入合計		377,879,876
歳出		円
第1款	公営競技収益配分金等管理費	360,000,000
第1項	繰出金	360,000,000
第2項	予備費	0
歳出合計		360,000,000

令和元年度神奈川県地方消費税清算会計歳入歳出決算

歳入		円
第1款	地方消費税清算収入	573,508,660,305
第1項	地方消費税収入	284,332,298,579
第2項	地方消費税清算金収入	289,176,361,726
歳入合計		573,508,660,305
歳出		円
第1款	地方消費税清算費	573,508,660,305
第1項	地方消費税清算費	573,508,660,305
歳出合計		573,508,660,305

令和元年度神奈川県災害救助基金会計歳入歳出決算

歳入		円
第1款	災害救助基金	116,601,553
第1項	財産収入	342,392
第2項	国庫支出金	30,368,280
第3項	繰入金	85,858,512
第4項	繰越金	32,369

第5項 諸 収 入 計	0	令和元年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計歳入歳出決算	
歳 入 合 計	116,601,553	歳 入	円
歳 出	円	第1款 沿岸漁業改善資金収入	167,501,950
第1款 災害救助費	116,601,553	第1項 貸付金収入	22,270,000
第1項 救助費	116,259,161	第2項 繰入金	472,993
第2項 財産費	342,392	第3項 繰越金	144,756,200
歳 出 合 計	116,601,553	第4項 諸収入	2,757
令和元年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計歳入歳出決算		歳 入 合 計	167,501,950
歳 入	円	歳 出	円
第1款 林業振興資金収入	156,784,769	第1款 沿岸漁業改善資金	22,224,993
第1項 貸付金収入	51,370,650	第1項 貸付金	21,752,000
第2項 繰越金	105,413,486	第2項 事務費	472,993
第3項 諸収入	633	第3項 予備費	0
歳 入 合 計	156,784,769	歳 出 合 計	22,224,993
歳 出	円	令和元年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計歳入歳出決算	
第1款 林業振興資金	68,000,000	歳 入	円
第1項 貸付金	68,000,000	第1款 介護保険財政安定化基金	536,306
第2項 事務費	0	第1項 財産収入	536,306
第3項 予備費	0	第2項 諸収入	0
歳 出 合 計	68,000,000	歳 入 合 計	536,306
令和元年度神奈川県林業改善資金会計歳入歳出決算		歳 出	円
歳 入	円	第1款 介護保険財政安定化費	536,306
第1款 林業改善資金収入	65,890,445	第1項 積立金	536,306
第1項 貸付金収入	10,778,000	歳 出 合 計	536,306
第2項 繰入金	28,228	令和元年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算	
第3項 繰越金	55,083,722	歳 入	円
第4項 諸収入	495	第1款 母子父子寡婦福祉資金収入	588,510,488
歳 入 合 計	65,890,445	第1項 貸付金収入	450,935,055
歳 出	円	第2項 繰入金	48,682,000
第1款 林業改善資金	14,528,108	第3項 繰越金	25,002,693
第1項 貸付金	13,000,000	第4項 諸収入	1,682,740
第2項 事務費	28,108	第5項 県債	62,208,000
第3項 繰出金	1,500,000	歳 入 合 計	588,510,488
第4項 予備費	0	歳 出	円
歳 出 合 計	14,528,108	第1款 母子父子寡婦福祉資金	438,296,657
令和元年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計歳入歳出決算		第1項 貸付金	425,422,633
歳 入	円	第2項 事務費	12,874,024
第1款 水源環境保全・再生事業収入	8,487,752,032	歳 出 合 計	438,296,657
第1項 財産収入	64,246	令和元年度神奈川県国民健康保険事業会計歳入歳出決算	
第2項 寄附金	3,045,451	歳 入	円
第3項 繰入金	8,451,321,408	第1款 国民健康保険事業収入	744,528,305,095
第4項 諸収入	378,520	第1項 分担金及び負担金	258,119,974,833
第5項 繰越金	32,942,407	第2項 国庫支出金	186,909,423,151
歳 入 合 計	8,487,752,032	第3項 財産収入	1,845,968
歳 出	円	第4項 繰入金	48,002,585,101
第1款 水源環境保全・再生事業費	8,405,825,656	第5項 諸収入	228,984,257,669
第1項 保全・再生事業費	4,161,454,656	第6項 繰越金	22,510,218,373
第2項 積立金	4,244,371,000	歳 入 合 計	744,528,305,095
歳 出 合 計	8,405,825,656	歳 出	円

第1款	国民健康保険事業費	733,891,107,696	第4項	繰入金	3,599,700,714			
第1項	国民健康保険事業費	722,397,908,886	第5項	繰越金	2,505,001,433			
第2項	貸付金	25,000,000	第6項	諸収入	653,094			
第3項	積立金	11,468,198,810	第7項	県債	888,000,000			
第4項	予備費	0	歳入合計		19,190,524,842			
歳出合計		733,891,107,696	歳出					
令和元年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計歳入歳出決算								
歳入			歳入					
円								
第1款	病院機構資金収入	4,731,844,869	第1款	流域下水道事業費	17,343,440,876			
第1項	貸付金収入	3,694,844,869	第1項	流域下水道建設費	3,887,044,639			
第2項	県債	1,037,000,000	第2項	流域下水道管理費	10,461,877,523			
歳入合計		4,731,844,869	第3項	公債費	2,946,473,714			
歳出			第4項	予備費	0			
円								
第1款	病院機構資金	4,731,844,869	第5項	繰出金	48,045,000			
第1項	貸付金	1,037,000,000	歳出合計		17,343,440,876			
第2項	公債費	3,694,844,869	令和元年度神奈川県営住宅管理事業会計歳入歳出決算					
歳出合計		4,731,844,869	歳入			円		
令和元年度神奈川県中小企業資金会計歳入歳出決算								
歳入			歳入					
円								
第1款	中小企業資金収入	3,044,663,131	第1款	県営住宅管理事業収入	15,923,945,007			
第1項	貸付金収入	1,832,155,914	第1項	事業収入	10,106,106,580			
第2項	繰入金	202,458,358	第2項	分担金及び負担金	6,248,587			
第3項	繰越金	840,516,944	第3項	使用料及び手数料	861,736,714			
第4項	諸収入	488,915	第4項	国庫支出金	514,041,000			
第5項	県債	169,043,000	第5項	財産収入	47,196,558			
歳入合計		3,044,663,131	第6項	繰入金	4,000,000,000			
歳出			第7項	繰越金	172,602,593			
円								
第1款	中小企業資金	2,418,781,948	第8項	諸収入	10,012,975			
第1項	貸付金	347,185,000	第9項	県債	206,000,000			
第2項	事業費	12,803,358	歳入合計		15,923,945,007			
第3項	事務費	331,997,823	歳出			円		
第4項	繰出金	709,407,257	第1款	県営住宅管理事業費	15,768,683,092			
第5項	公債費	1,017,388,510	第1項	住宅管理費	7,100,578,821			
歳出合計		2,418,781,948	第2項	公債費	8,668,104,271			
令和元年度神奈川県流域下水道事業会計歳入歳出決算								
歳入			歳入					
円								
第1款	流域下水道事業収入	19,190,524,842	第3項	予備費	0			
第1項	分担金及び負担金	9,512,185,000	歳出合計		15,768,683,092			
第2項	国庫支出金	2,672,367,721	2 監査委員の意見					
第3項	財産収入	12,616,880	審査の結果					

2 監査委員の意見

審査の結果

決算計数の正確性について

令和元年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における歳入合計及び歳出合計は、審査した限りにおいて、いずれも正確なものと認められた。

一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに係書類の計数については、審査した限りにおいて、下表の事項を除き、正確なものと認められた。

歳入歳出決算書	項目名	調定額 (単位:円)		収入済額 (単位:円)		収入未済額 (単位:円)		予算現額と収入済額との比較 (単位:円)		事項
		金額	適正な金額	金額	適正な金額	金額	適正な金額	金額	適正な金額	
		一般会計								
歳入	(款)9財産収入	12,217,012,143	12,217,027,789	12,215,943,315	12,215,958,961			274,545,315	274,560,961	①②
	(項)1財産運用収入	1,877,629,607	1,877,524,293	1,876,560,779	1,876,455,465			2,672,779	2,567,465	①
	(項)2財産売却収入	10,339,382,536	10,339,503,496	10,339,382,536	10,339,503,496			271,872,536	271,993,496	②
	(款)13諸収入	26,307,309,256	26,307,293,610	×	×			△951,859,006	△951,874,652	①②
	(項)3貸付金元利収入	2,723,189,235	2,732,648,025	22,873,358,098	22,873,342,452	879,240,506	888,699,296			③

		(項)11雑入		× 8,455	× 8,455								
		4,805,182,912	4,795,708,476	3,306,850,467	3,306,834,821	1,478,542,230	1,469,083,440	179,313,467	179,297,821	①②③			
会計名、科目等	項目名	調定額 (単位:円)		収入済額 (単位:円)		未収入済額 (単位:円)				事項			
		金額	適正な金額	金額	適正な金額	金額	適正な金額						
一般会計													
歳入	(款) 9 財産収入	12,217,012,143	12,217,027,789	12,215,943,315	12,215,958,961					①②			
	(項) 1 財産運用収入	1,877,629,607	1,877,524,293	1,876,560,779	1,876,455,465					①			
	(目) 1 財産貸付収入	1,566,281,486	1,566,176,172	1,565,212,658	1,565,107,344					①			
	(節) 1 土地建物等貸付収入	1,558,611,106	1,558,505,792	1,557,542,278	1,557,436,964					①			
	(項) 2 財産売払収入	10,339,382,536	10,339,503,496	10,339,382,536	10,339,503,496					②			
	(目) 3 生産物売払収入	138,414,669	138,535,629	138,414,669	138,535,629					②			
	(節) 2 農林水産業費所属	86,706,498	86,827,458	86,706,498	86,827,458					②			
	(款) 13 諸収入	26,307,309,256	26,307,293,610	22,873,358,098	22,873,342,452					①②			
	(項) 3 貸付金元利収入	2,723,189,235	2,732,648,025			879,240,506	888,699,296			③			
	(目) 3 衛生貸付金元利収入	226,111,552	235,570,342			37,276,840	46,735,630			③			
(節) 1 医薬費貸付金元利収入	226,111,552	235,570,342			37,276,840	46,735,630			③				
(項) 11 雑入	4,805,182,912	4,795,708,476	3,306,850,467	3,306,834,821	1,478,542,230	1,469,083,440			①②③				
(目) 2 雑入	4,804,639,412	4,795,164,976	3,306,721,667	3,306,706,021	1,478,517,330	1,469,058,540			①②③				
(節) 4 衛生費雑入	35,314,768	25,855,978			9,758,945	300,155			③				
(節) 5 労働費雑入	4,553,028	4,658,342	4,553,028	4,658,342					①				
(節) 6 農林水産業費雑入	44,462,006	44,341,046	44,462,006	44,341,046					②				
一般会計													
歳出	(款) 6 労働費												
	(項) 2 職業訓練費												
	(目) 3 産業技術短期大学校費												
	(節) 14 使用料及び賃借料	17,629,686		8,629,686		5,300,314	14,300,314			④			
	(節) 貸付金 (注) 2			9,000,000						④			
	(款) 8 商工費												
	(項) 1 商工総務費												
	(目) 2 新産業振興費												
	(節) 14 使用料及び賃借料	45,667,264		34,724,864		2,151,736	13,094,136			⑤			
	(節) 貸付金 (注) 2			10,942,400						⑤			
(款) 11 教育費													
(項) 1 教育総務費													
(目) 5 教育財産管理費													
(節) 11 需用費	415,161,166		415,135,006		9,116,834	9,142,994			⑥				
(節) 12 役務費	70,712,891		70,739,051		3,665,109	3,638,949			⑥				
(項) 6 社会教育費													
(目) 2 社会教育施設費													
(節) 11 需用費	264,690,826		264,819,919		23,774,511	23,645,418			⑦				
(節) 12 役務費	138,179,536		138,050,443		9,459,464	9,588,557			⑦				

〈歳入歳出決算書等の金額が誤っていた事項の説明〉

事項① 不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額の収入2件、105,314円について、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 労働費雑入で収入すべきところ、(款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入 (節) 土地建物等貸付収入で収入していた。その結果、(款) 財産収入、(項) 財産運用収入、(目) 財産貸付収入及び (節) 土地建物等貸付収入の調定額及び収入済額がいずれも105,314円過大となっていた一方で、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び (節) 労働費雑入の調定額及び収入済額がいずれも同額過小となっているなどしていた。

事項② 湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、120,960円について、(款) 財産収入 (項) 財産売払収入 (目) 生産物売払収入 (節) 農林水産業費所属で収入すべきところ、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 農林水産業費雑入で収入していた。その結果、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び (節) 農林水産業費雑入の調定額及び収入済額がいずれも120,960円過大となっていた一方で、(款) 財産収入、(項) 財産売払収入、(目) 生産物売払収入及び (節) 農林水産業費所属の調定額及び収入済額がいずれも同額過小となっているなどしていた。

事項③ 神奈川県地域医療医師研修資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項) 貸付金元利収入 (目) 衛生貸付金元利収入 (節) 医薬費貸付金元利収入で収入調定すべきところ、(項) 雑入 (目) 雑入 (節) 衛生費雑入で収入調定していた。その結果、(項) 雑入、(目) 雑入及び (節) 衛生費雑入の調定額及び収入未済額がいずれも9,458,790円過大となっていた一方で、(項) 貸付金元利収入、(目) 衛生貸付金元利収入及び (節) 医薬費貸付金元利収入の調定額及び収入未済額がいずれも同額過小となっていた。

	県 税	円	%	%	円	%	%	円	%
一般会計		13,546,349,974	79.7	1.2	14,807,635,506	81.4	1.2	△1,261,285,532	△8.5
	個人 県民税	8,306,344,977	48.9	2.4	9,544,273,498	52.5	2.6	△1,237,928,521	△13.0
	その他	3,442,210,196	20.3	0.5	3,372,736,403	18.6	0.5	69,473,793	2.1
	小計	16,988,560,170	100.0	0.9	18,180,371,909	100.0	1.0	△1,191,811,739	△6.6
特別会計	農業改良資金 会 計	—	—	—	53,714,686	1.7	31.7	△53,714,686	皆減
	母子父子寡婦 福祉資金会計	1,226,174,817	21.7	67.3	1,226,342,342	39.1	69.1	△167,525	△0.0
	母子父子寡婦 福祉資金 貸付金返納	1,215,994,842	21.5	72.7	1,216,859,848	38.8	72.5	△865,006	△0.1
	中小企業資金 会 計	596,585,518	10.6	16.4	599,874,462	19.2	5.4	△3,288,944	△0.5
	流域下水道 事業会 計	2,625,590,137	46.4	12.0	0	—	—	2,625,590,137	皆増
	県営住宅管理 事業会 計	1,206,318,074	21.3	6.9	1,254,393,008	40.0	7.2	△48,074,934	△3.8
	家賃収入	1,162,076,939	20.6	10.1	1,206,525,603	38.5	10.3	△44,448,664	△3.7
	小計	5,654,668,546	100.0	12.7	3,134,324,498	100.0	10.3	2,520,344,048	80.4
合 計	22,643,228,716 (20,017,638,579)	100.0	1.2	21,314,696,407 (21,314,696,407)	100.0	1.1	1,328,532,309 (△1,297,057,828)	6.2 (△6.1)	

(注) 1 農業改良資金会計は、平成30年度末で廃止された。

2 合計欄の()内は、流域下水道事業会計における収入未済額を除いた金額及び増減率を示す。

そして、事業会計を除いて、令和元年度に10億円以上(徴収猶予額を除く。)の収入未済が発生している「節」(税にあっては「目」)は、一般会計歳入の個人県民税(「(項) 県民税」「(目) 個人」)、母子父子寡婦福祉資金会計歳入の「(節) 母子父子寡婦福祉資金貸付金返納」及び県営住宅管理事業会計歳入の「(節) 家賃収入」である。

これらについて、それぞれの収入未済額の状態をみると、個人県民税については83億634万余円(前年度比13.0%減)、母子父子寡婦福祉資金貸付金返納については12億1,599万余円(同0.1%減)、家賃収入については11億6,207万余円(同3.7%減)となっていて、いずれも前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き収入未済額の縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

財産に関する調書の記載について

県は、神奈川県産科等医師修学資金貸付条例、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例等に基づき、産科等医師修学資金及び地域医療医師修学資金の貸付けを、それぞれ平成21年度及び平成22年度から行っている。

しかしながら、両資金の貸付けに係る事務を行っている健康医療局保健医療部医療課は、両資金に係る貸付金(以下「修学資金貸付金」という。)について、事業開始当初から債権として取り扱ってこなかった結果、神奈川県財務規則に基づく債権の管理等を行っていなかった。このため、長年にわたり、財産に関する調書において、修学資金貸付金に係る債権の記載がなされていなかった。

上記のように債権の管理等を行っていなかった事態については、令和2年財務監査(定期監査)の職員調査において指摘したものであり、これを受けて、知事から修学資金貸付金に係る債権を追加記載した財産に関する調書が再提出されたところである。そして、再提出された財産に関する調書では、修学資金貸付金に係る債権について、前年度末現在額を修正するため、当年度の決算年度中増減額において所要の調整が行われているが、従前、債権について同様な調整を行った際とは異なり、上記のような調整が行われたこと及びその調整の内容についての説明が記載されていないため、修学資金貸付金に係る債権の状況を明確に示すものとはなっていない。このようなことから、今回の修学資金貸付金に係る債権の追加記載に当たっては、財産に関する調書に必要な説明を記載するなど県民等に対する説明責任を適切に果たす必要がある。

たと認められる。

したがって、前記のように長年にわたり修学資金貸付金に係る債権の記載がなされていなかった事態に鑑み、今後はこうしたことがないよう、関係局において債権の適正な管理を徹底する必要がある。また、財産に関する調書において、今回と同様な調整を行うこととなった場合には、事案の内容等に応じて財産に関する調書に必要な説明を記載するなど県民等に対する説明責任を適切に果たすことが重要である。

株式会社横浜インポートマート株式の売却について

県は、所有する株式会社横浜インポートマート株式について、既に立上げ期の支援という出資目的を果たしており、今後も同社の運営に関与し続ける意義はないことから、民間主体の経営への移行後も同社を安定的に運営できる事業者へ売却することとし、令和元年8月に、随意契約により1,059,786,000円で売却している。

そして、同社株式の売却に当たっては、随意契約により売却を予定している事業者のほか、株式の売却を希望する事業者がいなかったかの確認を行うため、事前公募を行うこととし、事前公募したところ、応募者がいなかったため、当該事業者に売却することとしたものである。

しかしながら、上記の事前公募に当たっては、「平成31年4月1日現在、「大規模小売店舗立地法」に基づく届出上の「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」が38,000平方メートル以上の大規模小売店舗を日本国内で複数所有し、運営している実績」を求めているが、株式売却の透明性、公正性等を確保する観点からは、同社を安定的に運営できる事業者として、このような実績を有する事業者だけではなくより幅広い事業者からの応募を可能とする要件設定を検討することが必要であったと認められる。

したがって、今後、県が所有する株式の売却に当たり、事前公募等を行う場合には、株式売却の透明性、公正性等を確保するため、売却の目的等を踏まえて、売却相手先に求める要件を適切に設定する必要がある。

財政状況について

本県の財政状況は、多額の財源不足に直面する中、施策・事業の見直しなど様々な財源対策を講じたにもかかわらず、なお財源不足を解消することができず、2年ぶりに減収補填債を発行する状況となっており、実質的には当該年度中の県税収入等の歳入で歳出を賄いきれない綱渡りの財政運営となっている。

そして、今後も急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費の増加に加え、神奈川県水防防災戦略に基づく対応や老朽化した公共施設の維持修繕コストなどにも多額の費用が確実に見込まれることなどから、本県財政は依然として厳しい状況が見込まれる。

一方、令和2年3月に策定した「中期財政見通し」によれば、一般会計では、令和6年度までの5年間で2,600億円の財源不足が見込まれており、財源対策の基本的方向として、既存施策・事業の徹底的な見直しや、公共施設の計画的な管理・利用を図ることなどが示されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により経済の落ち込みが想定されることなどから、更なる財源不足の拡大が懸念される。

以上のような状況を踏まえ、今後の財政運営に当たっては、県有財産や資金の有効活用、国庫支出金の積極的な活用などにより歳入を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。

そして、将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、国が適正に負担すべき地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

県債発行の抑制

一般会計における県債の令和元年度新規発行額は、公共・県単独土木事業費や教育施設整備費用が増加したことに加え、2年ぶりに減収補填債を197億余円発行したことなどにより、3年ぶりに増加に転じ、前年度から307億余円増加して2,095億余円となったものの、その約5割を占める臨時財政対策債は、前年度から172億余円減少して1,056億余円（当初予算額1,050億円）となっている。

平成2年度以降増加してきた県債残高は、平成27年度から減少に転じており、令和元年度末も、平成30年度末から556億余円減少し3兆3,766億余円（満期一括償還に係る積立額控除後）となっている。また、臨時財政対策債の残高は初めて減少に転じているが、県債残高に占める臨時財政対策債の割合は依然として5割を超えている。

県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」という県債管理目標に取り組んでいるとしている一方で、神奈川県水防防災戦略の財源に県債を活用するなどの影響もあり、令和5年度の県債現在高は3兆円を上回る見込みであるとされている。このため、現状のままでは目標の達成は困難であると思料されるが、後年度の健全な財政基盤を構築し、将来にわたり必要な県民サービスを維持するためにも、引き続き目標の達成に向けての方策を検討しつつ、県債残高の減少に取り組んでいく必要がある。

地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、令和2年度地方財政対策において、新規の発行が令和4年度まで継続することが決定されているが、本来の姿である地方交付税に還元するよう引き続き強く働きかけていくことが重要である。

財政における地方公会計の活用

地方公会計に基づく平成30年度決算財務書類が、地方公会計の概要、財務書類の計数の説明等を記載した概要資料と合わせて、令和元年12月に公表された。

この地方公会計の導入により、人件費を含めた事業コストや、資産や負債のストック情報、減価償却費、退職手当引当金繰入額など、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。

現状では、各所属において具体的な財務書類の活用例はないが、人口減少、少子高齢化が進展する中、限られた財源を効率的・効果的に使用するため、地方公会計における財務情報を適切に活用し、財政のマネジメント強化を図っていくことが重要であることから、総務省の動向や他の地方公共団体における取組事例などにも留意しつつ、その活用に向けて積極的に取り組む必要がある。

また、地方公会計に基づく財務書類については、県債残高の状況など県の債務の状況が表示されているが、この財務書類の公表に当たっては、県が進めている県債残高の減少に向けた取

組についても県民に分かりやすく示し、説明責任の向上を図っていくことが重要である。

令和2年9月10日

神奈川県知事 黒岩祐治 殿

神奈川県監査委員 村上英嗣

同 太田眞晴

同 吉川知恵子

同 梅沢裕之

同 小野寺慎一郎

令和2年第3回神奈川県議会定例会における令和2年12月17日の会議で議決された令和2年度神奈川県一般会計及び同特別会計の補正予算は、次のとおりです。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

令和2年度神奈川県一般会計補正予算(第8号)

令和2年度神奈川県一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309億2,514万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆3,419億3,768万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為追加」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債変更」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	歳入		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
8	国庫支出金	518,250,704	30,346,805	548,597,509
	1 国庫負担金	53,362,899	266,000	53,628,899
	2 国庫補助金	458,350,871	30,080,805	488,431,676
11	繰入金	58,159,867	399,000	58,558,867
	2 基金繰入金	57,117,490	399,000	57,516,490
12	繰越金	755,032	145,338	900,370
	1 繰越金	755,032	145,338	900,370
14	県債	183,499,000	34,000	183,533,000
	1 県債	183,499,000	34,000	183,533,000
	歳入合計	2,311,012,537	30,925,143	2,341,937,680
款	項	歳出		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
2	総務費	360,330,519	1,045,913	361,376,432
	1 政策費	10,010,476	12,456	10,022,932
	9 国際文化観光費	7,467,096	1,033,457	8,500,553

4	民 生 費		362,196,928	27,171,550	389,368,478
	2 障 害 福 祉 費		81,440,282	2,832,771	84,273,053
	4 生 活 保 護 費		35,095,926	23,000,000	58,095,926
	5 児 童 福 祉 費		98,120,303	1,338,779	99,459,082
5	衛 生 費		459,703,353	1,472,000	461,175,353
	4 医 薬 費		167,144,937	1,472,000	168,616,937
11	教 育 費		410,652,996	1,235,680	411,888,676
	1 教 育 総 務 費		24,583,497	1,235,680	25,819,177
	歳 出 合 計		2,311,012,537	30,925,143	2,341,937,680

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2	総 務 費		1,585,457
	6 総 務 管 理 費		152,000
		本庁舎等維持運営費	95,000
		住宅供給公社ビル等貸室借上費	57,000
	9 国 際 文 化 観 光 費		1,433,457
		「地元かながわ再発見」推進事業費	1,433,457
6	労 働 費		60,000
	1 労 政 費		60,000
		働き方改革推進事業費	60,000
8	商 工 費		7,500,000
	1 商 工 総 務 費		7,500,000
		県内消費喚起対策事業費	7,500,000
9	土 木 費		1,015,114
	2 道 路 橋 り よ う 費		94,000
		道 路 改 良 費	94,000
	3 河 川 海 岸 費		885,474
		河 川 改 修 事 業 費	800,994
		河 川 再 生 事 業 費	84,480
	4 砂 防 費		35,640
		急傾斜地崩壊対策事業費	35,640
11	教 育 費		1,235,680
	1 教 育 総 務 費		1,235,680
		県立学校空調設備整備費	1,235,680
	合 計		11,396,251

第3表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
県 有 林 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	22,770
旧 社 営 林 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	52,533
林 道 改 良 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	137,577
治 山 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	42,163
保 安 林 改 良 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	2,200
水 源 林 確 保 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	11,840
水 源 林 整 備 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	227,364
道 路 補 修 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	1,449,000
道 路 災 害 防 除 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	80,000
交 通 安 全 施 設 等 整 備 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	262,000

橋りょう補修費	令和2年度から 令和3年度まで	26,000
街路樹維持事業費	令和2年度から 令和3年度まで	16,000
道路改良費	令和2年度から 令和3年度まで	592,000
街路整備費	令和2年度から 令和3年度まで	173,000
河川修繕費	令和2年度から 令和3年度まで	483,000
水防情報基盤緊急整備事業費	令和2年度から 令和3年度まで	20,000
河川改修事業費	令和2年度から 令和3年度まで	153,750
海岸補修費	令和2年度から 令和3年度まで	24,000
海岸高潮対策費	令和2年度から 令和3年度まで	183,000
砂防林事業費	令和2年度から 令和3年度まで	20,000
砂防施設改良費	令和2年度から 令和3年度まで	3,000
防災砂防事業費	令和2年度から 令和3年度まで	32,500
地すべり対策事業費	令和2年度から 令和3年度まで	27,000
急傾斜地崩壊対策事業費	令和2年度から 令和3年度まで	128,000
港湾指定管理費	令和2年度から 令和4年度まで	196,823
港湾補修費	令和2年度から 令和3年度まで	10,000
公園整備費	令和2年度から 令和3年度まで	105,000
高等学校施設整備工事費	令和2年度から 令和3年度まで	553,000
高等学校施設調査費	令和2年度から 令和3年度まで	212,400
警察施設各所営繕費	令和2年度から 令和3年度まで	158,081
交通安全施設整備費	令和2年度から 令和3年度まで	215,000

第4表 地方債変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
(教育債) 高等学校施設整備事業費	12,264,000	借入先 財務省、銀行又はその他 借入方法 債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。 借入時期 令和2年度。ただ	年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。 償還財源 一般歳入又はその他	12,298,000	借入先 財務省、銀行又はその他 借入方法 債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。 借入時期 令和2年度。ただ	年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。 償還財源 一般歳入又はその他

し、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができるとする。

し、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができるとする。

その他、経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。

その他、経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。

合計 183,499,000

183,533,000

令和2年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計補正予算(第1号)

令和2年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事項	期間	限度額	千円
水源林整備事業費	令和2年度から令和3年度まで		110,296
水源林土壌保全対策事業費	令和2年度から令和3年度まで		5,588

令和2年度神奈川県水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度神奈川県水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和2年度神奈川県水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事項	期間	限度額	千円
取水及び浄水施設維持運営費	令和2年度から令和3年度まで		53,665
送配水施設維持運営費	令和2年度から令和3年度まで		43,659
原水及び浄水設備整備事業費	令和2年度から令和3年度まで		34,136
配水管網再構築事業費	令和2年度から令和3年度まで		306,327
水道施設耐震化事業費	令和2年度から令和3年度まで		771,215
老朽配水管リフレッシュ事業費	令和2年度から令和3年度まで		2,298,427
その他配水設備整備費	令和2年度から令和3年度まで		45,364
大口径老朽管リフレッシュ事業費	令和2年度から令和3年度まで		337,661

令和2年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第 1 条 令和 2 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算第 7 条の次に、次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 8 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
プロミティふちのベビル 維持管理事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	千円 3,542

令和 2 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 2 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 令和 2 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
貯水池等保全対策事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	千円 85,000